

女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱について

1. 趣旨

- 厚生労働省では、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務（重量物取扱業務及び有害物を発散する場所における業務）について、妊産婦以外の女性に対しても就業を禁止している。
- 今般、有害物を発散する場所における業務（※1）について、「母性保護に係る専門家会合」報告書において、
 - ① 有害物については、厚生労働省のGHS（※2）分類により生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分1又は授乳影響ありに該当する25物質（別添）とすることが適当
 - ② 気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法は、それぞれ労働安全衛生法令の管理濃度（※3）、作業環境測定・評価方法とすることが適当とされたところであり、これを踏まえて女性労働基準規則の改正を行う。

（※1） 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、^ひ素、^ふ素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務への就業は、妊産婦だけでなく全ての女性労働者の就業が禁止されている。（労働基準法第64条の3並びに女性労働基準規則第2条第1項第18号、同条第2項及び同令第3条）

（※2） GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや化学物質等安全データシート（MSDS）に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。2003年7月「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（GHS）が国連勧告として発出された。

（※3） 管理濃度は、作業場の作業環境の良否を判断するための指標であり、労働安全衛生法令で作業環境測定が義務化されている屋内作業場において、測定した有害物の気中濃度の平均が管理濃度を超過し、「第三管理区分」と評価された場合、作業環境改善を直ちに講じるべき義務が生じる。

2. 改正の内容

- 別添に掲げる25物質について、
 - ・ 送気マスク等の着用が義務づけられている業務
（対象物質に係る気中濃度が管理濃度を上回る蓋然性が高いため。）
 - ・ 労働安全衛生法令に基づき第三管理区分とされた屋内作業場における業務
（「第三管理区分」では、対象物質に係る気中濃度の平均が管理濃度を上回るため。）を就業禁止の対象とする。

3. スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○平成24年1月13日 | 諮問（雇用均等分科会） |
| ○平成24年1月23日～2月22日 | パブリックコメントの募集 |
| ○平成24年2月15日 | 公聴会の開催 |
| ○平成24年3月末 | 労働政策審議会（雇用均等分科会） |
| ○平成24年4月（予定） | 一部改正省令公布 |
| ○平成24年10月（予定） | 一部改正省令施行 |

(別添)

○ 生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分 1 又は授乳影響ありに該当する 25 物質

1. 特定化学物質

- ・ 塩素化ビフェニル（別名 P C B）
- ・ アクリルアミド
- ・ エチレンイミン
- ・ エチレンオキシド
- ・ カドミウム化合物
- ・ クロム酸塩
- ・ 五酸化バナジウム
- ・ 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
- ・ 塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）
- ・ ^ひ砒素化合物（アルシン及び^ひ砒化ガリウムを除く。）
- ・ ベータープロピオラクトン
- ・ ペンタクロルフェノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩
- ・ マンガン

2. 鉛及び鉛化合物

3. 有機溶剤

- ・ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- ・ エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- ・ エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- ・ キシレン
- ・ N・N—ジメチルホルムアミド
- ・ スチレン
- ・ テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
- ・ トリクロルエチレン
- ・ トルエン
- ・ 二硫化炭素
- ・ メタノール